

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 憲法 】

## 【出題意図】

外国人の憲法上の人権保障について、まず、学説の理解度を問うた。一方では、文言に従い判断するとする説について、どのような文言に従いどのように判断すべきとしているのか、他方では、これを批判する説について、その批判の理由、及び、その批判を踏まえ、どのように判断すべきとしているのかという点の説明が求められる。次に、外国人の人権保障が問題となったマクリーン事件の理解度を問うた。事案と判旨の適切な説明が求められる。

1 外国人の人権保障に関し、憲法条文の文言に従い判断すべきとする学説、及び、これを批判する学説の説明をせよ。

## 【評価のポイント】

以下を適切に説明することが求められる。

- ①文言に従い判断するとする説について、どのような文言に従いどのように判断すべきとしているか。
- ②これを批判する説について、批判の理由、及び、その批判を踏まえ、どう判断すべきとしているか。

2 外国人の人権が問題となったマクリーン事件（最大判昭和53年10月4日民集第32巻7号1223頁）の説明をせよ。

## 【評価のポイント】

マクリーン事件の事案と判旨を適切に説明することが求められる。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 行政法 】

## 【出題意図】

行政訴訟に関する基本的な理解度を問う。

【問1】 TQ電鉄株式会社は、2022年4月8日、国土交通大臣から旅客運賃の上限変更認可処分（鉄道事業法16条1項）を受け、2023年3月18日から、その運営するDT線の運賃を値上げした。K大学の学生であるXは、学期中、毎日DT線を利用しているが、こうした運賃の値上げに納得がいていない。2025年9月28日、Xは、いかなる法的手段を講じることができるか。行政訴訟の類型および要件に触れながら、検討を加えよ。

【問2】 S鉄道株式会社は、その運行するSI線の運賃を値上げするため、2025年3月14日、国土交通大臣に対し、旅客運賃の上限変更認可を申請した（鉄道事業法16条1項）。この申請が認められた場合、S鉄道株式会社は、2026年3月からSI線の運賃を値上げすることを予定している。毎日SI線を通勤時に利用しているXは、こうした運賃の値上げを阻止したいと考えている。国土交通大臣がS鉄道株式会社に対し、まだ旅客運賃の上限変更認可を下していない場合、Xは、いかなる法的手段を講じることができるか。行政訴訟の類型および要件に触れながら、検討を加えよ。

## 【参照条文】 鉄道事業法16条1項

鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【評価のポイント】 問1では、出訴期間の徒過に伴う取消訴訟の提起不可、無効確認訴訟の（原告適格といった訴訟要件を中心に）検討を求めた。問2では、差止訴訟、仮の差止の検討を求めた。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 刑法 】

## 【出題意図】

刑法学の基本概念を正確に理解し、学説や判例に関する十分な知識を有した上で、論理的に説明できているかを問う。

【問題】以下の①から④のうち、1つを選んで、学説・判例を検討しなさい。

- ① 正当防衛      ② 刑法上の因果関係      ③ 不真正不作為犯      ④ 共謀共同正犯

## 【解答のポイント（評価基準）】

①から④まで共通の評価ポイントは、問われている概念について正確な定義（説明）ができていること、その概念に関する学説・判例について、論点を明確にした上で、正しく説明ができていることである。

言及する学説・判例の選択は、問いの概念に関する限り自由であり、数は問わない。また1つの論点にかんして学説・判例を網羅する形で言及するのではなく、複数論点のどこかで学説・判例に言及できていれば良い。

以下が代表的な論点および学説・判例であるが、下記以外でも当該概念に関する学説・判例であればよい。

①防衛の意思必要説/否定説および必要説に立つ判例群における防衛の意思の認定方法、防衛行為の相当性判断における事前判断説/事後判断説および西船橋事件や武器対等原則について言及する判例群など

②条件説/相当因果関係説（主観説/客観説/折衷説）、危険の現実化説および米兵轢き逃げ事件、大阪南港事件などの因果関係判断に言及する判例群など

③作為義務における形式的三分説/排他的支配・保護の引き受け説/多元説およびシャクティ事件など不真正不作為犯に言及する判例群など

④共謀共同正犯肯定説/否定説および練馬事件判決、共謀共同正犯の理論的基礎に関する間接正犯類似説/行為支配説/準実行行為説および共謀共同正犯に言及する判例群など。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 社会保障法 】

## 【出題意図】

社会保障法学における基本概念の理解度を問う。

問題 各問に答えなさい。

問1 利用者負担における応能負担と応益負担について説明しなさい。

問2 社会保険料の意義と特徴について、租税との類似性と相違点を踏まえて論じなさい。

## 【評価ポイント】

問1 医療、介護及び各種福祉サービスに関する給付においては、利用者に一定の負担を課す仕組みが見られる。本問は、応能負担及び応益負担の基本的な意味内容を示した上で、両者の特徴及び問題点、各種給付における負担方法の違いについて、具体的かつ論理的に説明することができているかを評価する。

問2 本問は、社会保険料と租税の類似性及び相違点の基本的理解を示した上で、社会保険料の反対給付性ないし給付との牽連性に着目し、社会保険料の意義及び特徴を具体的かつ論理的に論じることができているかを評価する。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 国際公法 】

## 【出題意図】

論述問題となっている。

これに関してまず、国連憲章2条4項の理解について学生の知識を確認したい。特にロシアの戦争に至る理由を国際法の角度から分析・批判することが求められる。これに合わせ、ウクライナが国際法裁判所にロシアを提訴することや、その動向だけでなく、国際裁判と国際紛争解決の可能性と限界に関しても、学生の理解を確認したい。また、人道問題に関しては、攻撃目標の選定、ドローンによる攻撃などに関連して、既存国際人道法に照らして学生の理解を求めたい。

2022年2年勃発し、今日至るまでに展開されてきたウクライナ戦争にかかわる法的課題を、国連憲章、ジュネーブ諸条約および近年の実行に照らしながら論じなさい。

## 解答例

- まず、国連憲章第2条4項の規定により、他国の領土主権を害するような武力行使は禁止されている。これは、慣習国際法の規則であると同時に、強行規範（*jus cogens*）とも広く認められている。国家は、国連憲章の理解からすれば、第51条に規定される個別的または集団的自衛権以外に、単独の武力行使の正当な理由を持たない。2022年2月、ロシアは、自らの安全保障への脅威やウクライナにおけるロシア系民族への差別・迫害を理由に、公然としてウクライナの領域に侵攻した。これは、国際法の視点から見れば、武力行使禁止原則という強行規範を違反する侵略行為だと言わなければならない。国際紛争の平和的解決の原則に対する違反も明白である。
- 国連において、拒否権制度の存在もあって、安全保障理事会はロシアの行為を侵略と決定できないのであるが、国連総会ではロシアの行為の違法性を確認し、ロシアを譴責し、ウクライナからの撤退を強く求めた。多くの国も、ロシアの侵略行為を非難してきた。
- その中、ウクライナは、ジェノサイド条約の紛争解決条項を根拠に、国際司法裁判所において、ロシアに対する訴訟を起こした。ジェノサイド条約の違反を武力行使の理由として利用したロシアの主張の違法性を訴えたのである。裁判所はすでに当該事案に関連して仮保全措置命令を出した。今後、その本案判決を見守る必要があるだろう。
- 仮保全措置は、係属中の裁判の主題をなす各当事国の権利を保全するために、最終判決が下されるまでの間、裁判所が指示する仮の措置である。ウクライナは、ロシアによるジェノサイド防止と処罰のためとする軍事作戦の即時停止などを暫定措置としてロシアに指示するようICJに求めた。これを受けICJは、2022年3月、ウクライナ領域における軍事作戦を即時停止すること、及びその指揮・支援する部隊・組織が軍事作戦をこれ以上行わないことを確保すること、をロシアに指示するとともに、ウクライナ、ロシアの双方に、紛争を悪化・拡大させる措置を控えるよう指示した。
- ICJにおける当該事件の管轄権の存否については、議論のある点であるが、仮保全措置命令を出したことからすれば、裁判所は一応本案審理についての管轄権の存在を認めたといえる。進行中の武力行使を中止させ、



# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 公法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 法哲学 】

## 【出題意図】

法思想史と現代法哲学・法理論の両分野における基本的知識を確認する意図で出題した。

## 以下の問題1、2の両方に答えよ。

**問題1** 19世紀～20世紀アメリカにおけるプラグマティズム法学およびリアリズム法学について、それぞれの理論的特徴や法学史上の意義を説明した上で、解答者自身の評価を述べよ。

**問題2** 「最小国家」ないしは「小さな政府」を志向する思想について、20世紀以降における有力な主張者（複数取り上げることが望ましい）の議論を紹介した上で、こうした思想の現代的意義について考察せよ。

問題1 アメリカにおけるプラグマティズム法学およびリアリズム法学について、O.W.ホームズやJ.フランク、あるいはそのほかの代表的もしくは特徴的な主張を整理し、他の法哲学や政治哲学、社会哲学、倫理学、ないし実定法学等の諸理論との比較を伴った批判的検討が十分できているかを基準として想定するが、それ以外の論点への言及を含めて、論述の充実度によって評価する。

問題2 ノージックやハイエク、あるいはそのほかのリバタリアニズムないし市場に関する代表的もしくは特徴的な思想を整理し、他の法哲学や政治哲学、社会哲学や経済学をはじめとする社会科学、ないし実定法学等の諸理論との比較を伴った批判的検討が十分できているかを基準として想定し、それ以外の論点への言及を含めて、論述の充実度によって評価する。



# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 私法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 民法（家族法） 】

## 【出題意図】

学部学生として民法（家族法）について十分理解されていることが、家族法に関する修士論文を書き切れるか否かの基準となります。学部学生として十分な理解に関する学力検査を目的として出題しました。

## 【問】以下の事項について論述しなさい。

「藁の上からの養子」

### 【解答のポイント、評価基準】

#### 1. 「藁の上からの養子」の定義、その周辺事情、その後の養子縁組制度の改正：20点

「藁の上からの養子」について正確に定義する。

「藁の上からの養子」が多用された理由（周辺事情等）について説明する。

「菊田医師事件」の実態（なぜ子の斡旋をしたのか等）を説明する。

「菊田医師事件」に新設された「特別養子制度」と菊田医師が目指した法改正との乖離を説明する。

#### 2. 法的な地位：20点

「藁の上からの養子」の法的地位について説明する。

菊田医師がどのような方法で子の斡旋をなしたかについても言及する。

#### 3. 判例の解釈：20点

判例における「藁の上からの養子」の法的扱いについて論述する（最判昭和50・4・8民集29巻4号401頁）。

例外的な判断をした判例についても言及する（最判平成18・7・7民集60巻6号2307頁）。

例外的判例においてどのような解釈をなしたかについて説明する。

#### 4. 学説の動向：20点

学説における「藁の上からの養子」の法的地位に関して論述する。

とくに「無効行為の転換理論」について詳細に説明する。

各学説をとった場合、「藁の上からの養子」の法的地位が認められるのか説明する。

#### 5. 「代諾権がない者がなした養子縁組」（定義）との「藁の上からの養子」との対比：20点

「代諾権がない者がなした養子縁組」について定義する。

「代諾権がない者がなした養子縁組」の場合における子の法的地位について説明する。

「代諾権がない者がなした養子縁組」と「藁の上からの養子」を対比して、その法的地位の扱いの差違に論述する。

今後の「藁の上からの養子」の法的地位のあり方の方向性について考察してみる。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 私法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 商法 】

## 【出題意図】

本問は、まず、主要目的ルールが新株発行の局面で問題になるルールであることを把握しているかを問うものである。そして、会社法上、新株発行の決定機関は何であることを理解していることを前提に、しばしば生じる新株発行に係る法的紛争について、裁判例においてどのような判断がなされているかの知識を有しているかを問うている。解答の際、利害関係者の利害対立をどのように調整すべきかという視点を有していることが分かるように書かれていることが望ましい。

いわゆる主要目的ルールについて説明しなさい。その際、その前提あるいはその内容を構成する機関の役割や主な裁判例について言及すること（どのような文脈で使用されるルールなのかについても書くこと）。

## 【解答のポイント】

解答において、以下の点について書かれているかどうかポイントとなる。

- ① 主要目的ルールが、教科書等において、新株発行の文脈、特に、支配権争いの局面で新株発行がなされたときに使用される用語であること、
- ② 会社法上、新株発行の決定機関はどこであるか（公開会社・公開会社でない会社で異なる）、なぜそのようなになっているか（会社法 199 条と 201 条で異なることを定めているのはなぜか）の説明、
- ③ 不公正な方法での新株発行について、株主は会社に対して発行の差止めを請求できるという趣旨の会社法 210 条に言及しているか、
- ④ いわゆる主要目的ルールと一般に説明されている判例理論の内容（新株発行の主要目的が何かに応じて差止めの可否を判断するルール、という趣旨のことが書かれていればよい。その際、当該新株発行が特定株主の持株比率の低下および現経営者の支配権維持を主要な目的とするときは、当該新株発行は不公正発行にあたるが、具体的な資金需要があり、そのために当該新株発行を実施した場合には当該新株発行は、著しく不公正な方法による新株発行とはいえない、等々具体的に書かれていることが望ましい）の説明。

補足：

- ① 第三者割当て、株主割当て等、発行方法が異なる場合はどうであるかについての説明はしなくてもよい。
- ② いわゆるニッポン放送事件について言及しなくてもよい（言及してもよい）。したがって、新株予約権発行の局面で、従前いわゆる主要目的ルールとされていたものはどのように取り扱われるか、に関する点については言及していなくても構わないということである（言及してもよい）。学説でどのような議論がなされているか、についての説明もしなくてもよい（してもよい）。

以上

# 2026 年度 駒澤大学大学院 9 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 私法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 民事訴訟法 】

## 【出題意図】

多数当事者訴訟における基本的な用語の理解を問う。

問 訴えの主観的追加的併合について説明しなさい。

解答に求められる要素・評価ポイント

主観的追加的併合の定義を記載したうえで、それが認められる場合について具体例を挙げつつ説明することが求められます。主観的追加的併合が認められる場合としては、参加型と引き込み型とがあるところ、それぞれ、明文規定がある場合と明文規定がない場合とがあります。参加型の明文規定がある場合としては、共同訴訟参加（民訴 52 条）、追加的選定（同 30 条 3 項、144 条）および参加承継（同 49 条、51 条）があります。参加型の明文規定のない場合としては、第三者が共同原告になる場合と共同被告になる場合とがあります。引き込み型の明文規定のある場合としては、引受承継（民訴 50 条、51 条）、取立訴訟における第三債務者による債権者の引き込み（民執 157 条 1 項）があります。明文規定のない場合としては、原告の第三者に対する新請求を併合する場合と被告の第三者に対する新請求を併合する場合とがあります。明文規定のない場合については、肯定説と否定説とが対峙していることから、いずれに与するかを示すことも求められます。すべての場合について網羅的に整理された説明することが理想ですが、一部でも説明ができていれば、部分的な評価がなされます。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 私法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 民事執行・保全法 】

## 【出題意図】

民事執行法・保全法に関する基本的な理解を問う

問：執行証書について論じなさい。

## 解説

本問は、執行証書について「債務名義一般の中での執行証書の位置づけ」と「例外的制度としての性質」を理解し説明できるかを問う問題である。強制執行は本来、確定判決などの裁判手続を経た債務名義に基づいて行われるのが原則であるところ、執行証書は債務者があらかじめ執行に服する意思を表示したことを根拠として、訴訟を経ずに執行を可能とする例外的制度である。したがって、単に「公正証書に執行文が付くもの」という定義のみでは不十分である。

### 1 執行証書の制度趣旨

- 判決を経ずに執行できる例外的制度であること
- 債務者の執行受諾意思を基礎とする制度であること

### 2 成立要件の正確な理解

- 公正証書であること
- 一定の給付請求権であること
- とくに「執行受諾文言」の意味と機能

### 3 執行証書の効力の限界

- 対象が金銭等に限定される理由
- 請求異議による事後的救済の位置づけ



# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 私法学専攻 修士課程 】
試験科目 【 労働法 】

## 【出題意図】

労基法上の労働者概念の理解度を問う。特に労組法上の労働者概念との差異を示せることを求める。

労組法上の労働者との違いを示しつつ、労基法上の労働者とはどのような者を指すのか述べなさい。

## 【解答例】

労基法上の労働者とは、同法9条により「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用され、賃金を支払われる者」とされている。他方、労組法上の労働者は、同法3条において「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と定められており、文言上の差異がある。

この相違は、それぞれ法の趣旨・目的が異なることにより生じると考えられる。労基法は、労働条件の最低基準を強行的に定める法規であるから、その適用対象である「労働者」の範囲は、組織的・経済的・人的に使用者に対し従属的関係に立ち、それゆえに保護が必要な者を示している。そのような者を区別するための中核的判断要素が、使用従属関係と賃金支払い関係となる。他方、労組法は、憲法28条の保障の具体化として、団結権・団体交渉権を支え、労使交渉により適正な労働条件が定め得られることを助成することを目的としており、これに資するために不当労働行為制度をも設けている。このため、労組法上の労働者概念は、経済的従属性があり、交渉力格差により労組法上の保護を及ぼすべき労働者か否かが問題となるため、必ずしも労基法上の労働者に求められるような指揮命令下にあることを要しない。

こうした違いは、具体的な判断基準の相違にも表れる。労基法上の労働者性は、当事者の意思に左右されず、客観的に定まるものとされている。具体的には、仕事の依頼や指示に対する諾否の自由や業務遂行上の指揮監督の程度、時間的・場所的拘束性や代替性の有無等により指揮命令関係を、報酬の算定方法等により支払われている金銭の賃金性を考慮しつつ、事業者性等を加えた総合考慮となっている。これに対し、労組法上の労働者性においては、労基法に比して強度の指揮命令関係は求められない。それゆえ、楽団員のように労基法上の労働者性は否定されつつ、労組法上の労働者としては認められる場合がありうる。

以上のとおり、両者は法目的に応じて労働者概念を異にしている。労基法上の労働者は、使用者の指揮監督下で労務を提供し、その対価として賃金を受けるという使用従属性を有することから、強行的な最低労働条件規制を及ぼすべき者に限定して把握されている。

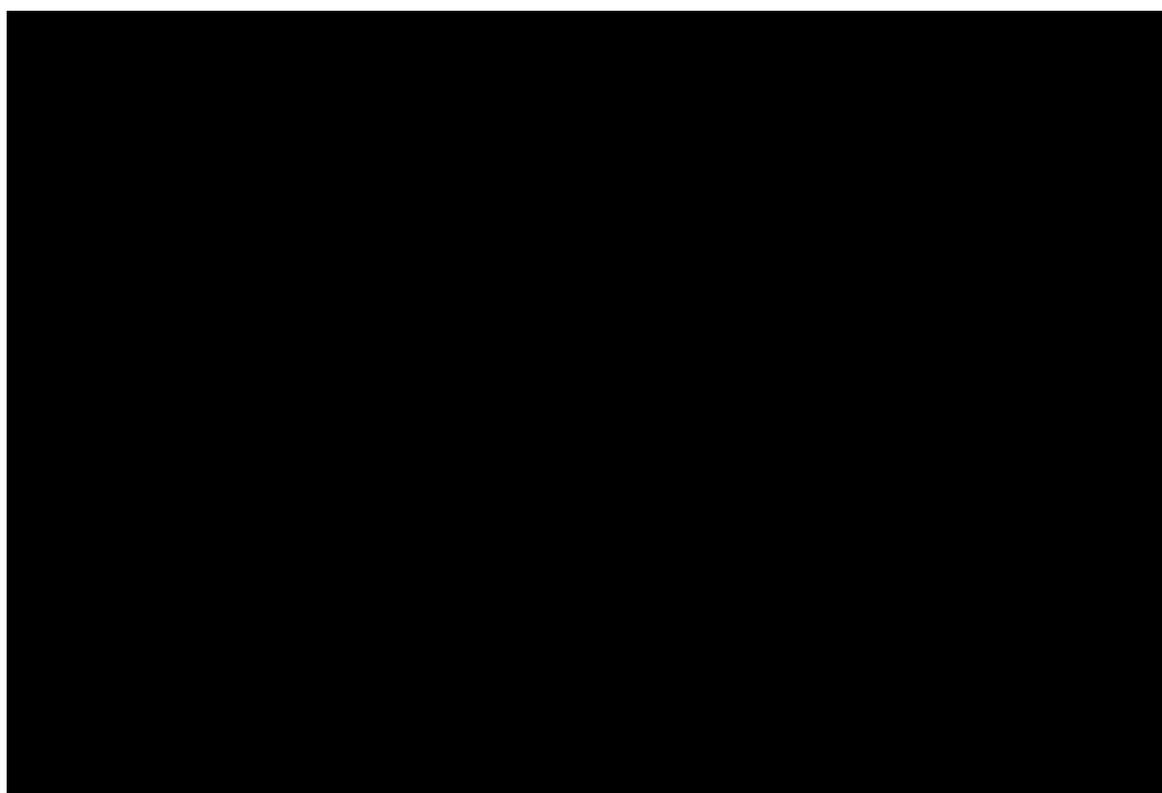
# 2026 年度 駒澤大学大学院 9 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 修士課程 】
試験科目 【 英語 】

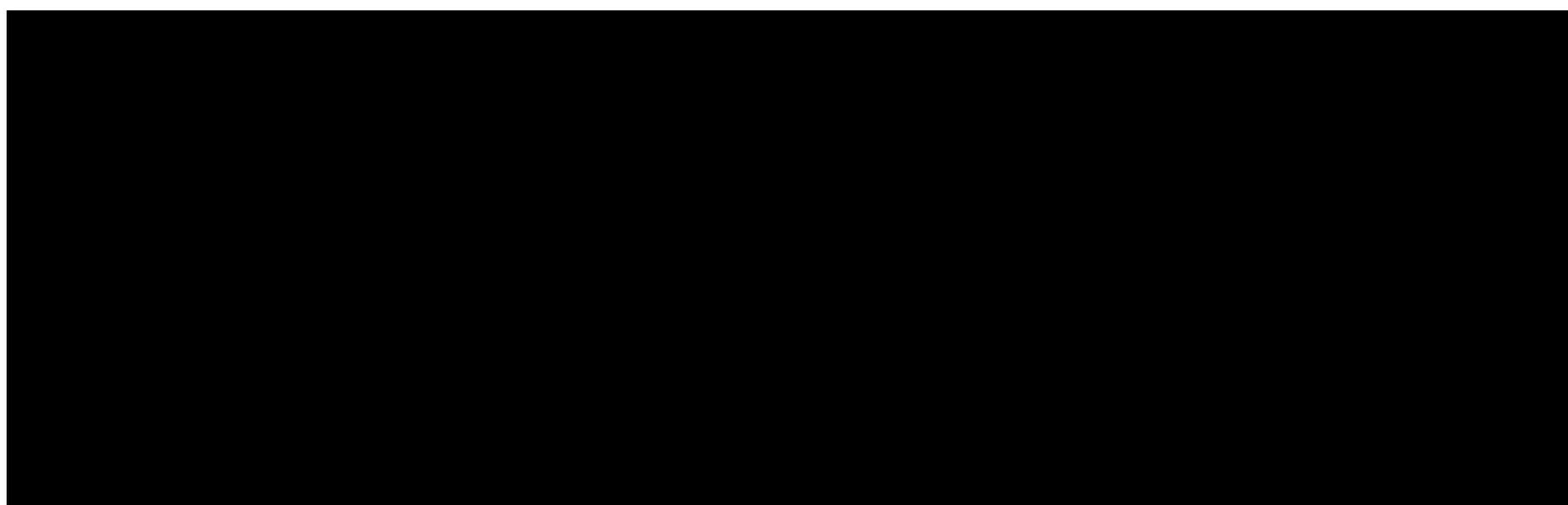
## 【出題意図】

英文の正確な読解力と日本語表現力を問う。

次の英文を日本語に訳しなさい。



(出典： Richard Stone and James Devenney, The Modern Law of Contract, 12th ed. Routledge, 2017, p.5)





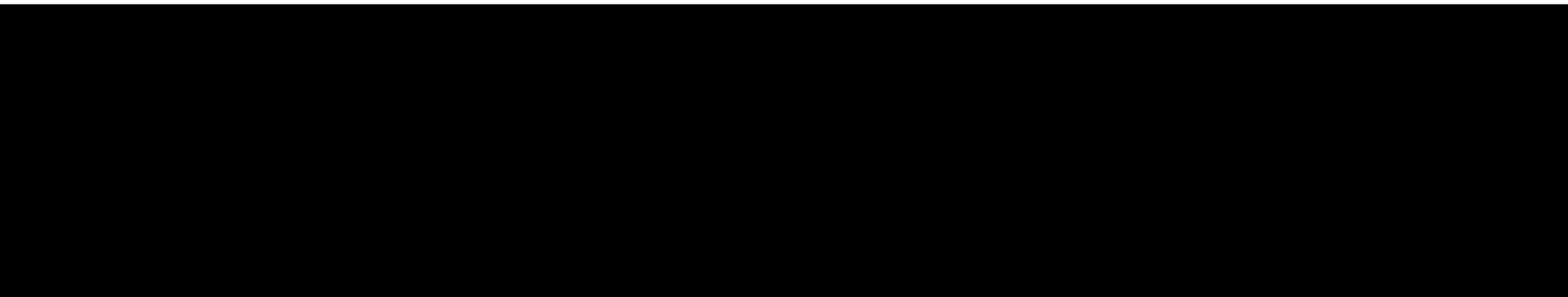
# 2026 年度 駒澤大学大学院 9 月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 修士課程 】
試験科目 【 仏語 】

## 【出題意図】

フランス語の日本語への翻訳を求めることにより、フランス語の能力、及び、フランス語で書かれた法学に関する議論の理解度を問うた。

次のフランス語を日本語に翻訳しなさい。



出典：Denis Baranger et Bruno Daugeron, *Avant-propos, Jus Politicum*, n° 29, 2023, p. 5.

## 【評価のポイント】

- ①語彙に関する誤りがないか。
- ②文法に関する誤りがないか。
- ③議論の理解に誤りがないか。

# 2026年度 駒澤大学大学院 9月 入学試験問題及び解答例

研究科・専攻 【 法学研究科 修士課程 】
試験科目 【 大学レベルの法律に関する基礎知識 (外国人留学生) 】

## 【出題意図】

法律に関する基礎的な知識に関し、大学法学部レベルでの理解度および日本語表現力を問う。

【問題】 次の〔問1〕と〔問2〕の両方に答えなさい。

〔問1〕 現在の日本の法制度下で「安楽死」を行った場合に問題となる点を指摘した上で、「安楽死」を合法とすべきか否かについてあなたの考えを述べなさい。

## 【問1 解答のポイント（評価基準）】

- ・安楽死についての基本的知識がある。
- ・安楽死が日本の現行刑法下では、殺人罪（199条）または同意殺人罪（202条）に該当するという法的問題点を明確に指摘できている。
- ・現行刑法下では安楽死を正当化する明文の違法性阻却事由/責任阻却事由が存在せず、生命という重大な法益を侵害する行為を正当化することが困難であることを指摘できている。
- ・安楽死を合法とすべきとする立場の場合、その必要性について論理的に述べられている。
- ・安楽死を合法化すべきでないとする立場の場合、その必要性について論理的に述べられている。

〔問2〕 以下の①②③のすべてに答えなさい。

- ①日本の会社法において、株式会社はどのように「公開会社」または公開会社でない会社（以下、この会社を「非公開会社」という。）に分類されるのかについて、説明しなさい。
- ②日本の会社法において、公開会社にのみ適用される規制には何があるか、その規制を1つ挙げ、その規制について、非公開会社への規制と比較して、説明しなさい。
- ③上記①と②について、日本の会社法ではなく、あなたの国の法制度に基づいて説明しなさい。

## 【問2 解答のポイント（評価基準）】

- ①から③の共通のポイントとして、文章構成を立てて論述をしている。
- ①日本の会社法の定義により、定款で全部の株式について譲渡制限が付されているのかどうかによって、公開会社または非公開会社に分類されることを丁寧に説明している。譲渡制限株式の趣旨や特徴を示していると、丁寧に説明をしようとしているものとして評価する。
  - ②公開会社と非公開会社とで内容が異なる規制を上げている。  
第一に、公開会社では、取締役会を置くことが義務付けられている。なお、取締役会設置会社は、監査役の設置も義務付けられており、その結果、公開会社は、監査役の設置も義務付けられていることも述べていることが非常に望ましい。第二に、募集株式の発行の手続きが異なる。この手続きについて、手続きの概略、公開会社への

